

公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議員、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市農業委員会会長及び久留米市固定資産評価審査委員会委員長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年12月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成28年度

部局名：総務部

類：類：分類3		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>事務処理ミスを極力減らすことなどを手始めとして、「内部統制」の仕組みの的確な構築のための取組が始められたことは、時宜を得たものと思われる。</p> <p>その取組においては、単に事務処理ミス対策に視野を限らず、その先に潜む様々なリスクをとらえて、適切な対策を検討するようにされたい。また、過剰な統制は、事務の停滞と制度の形骸化を招きかねないことも念頭に置かれるよう望む。</p>	<p>内部統制については、単なる事務処理ミスの発生防止としてではなく、事務処理ミスが不法行為などの不祥事の発生や市民の市政に対する信用失墜を招くことにつながるという認識のもとで取り組むことが重要であると考えております。その一方で、ご指摘のように、過剰な統制とならないよう段階的に取組を検討してまいります。</p> <p>尚、令和3年度からは、事務処理の改善を目的に、全庁に散在する重要なマニュアル等の体系的な整理と視覚化（ツール化）を行い、全庁に展開しました。さらに、職員への倫理意識の啓発等を目的に、職員パソコン画面へのサイン表示による視覚訴求など、具体的な取組を実施しています。</p>